

# 公益社団法人 日本交通計画協会

## 平成27年度 第1回理事会議事録

1. 開催日時 平成27年9月3日（木）10時00分より12時00分まで

2. 開催場所 公益社団法人 日本交通計画協会  
3階 A会議室  
所在地：東京都文京区本郷3丁目23番1号

3. 理事現在数 7名

監事現在数 2名

4. 出席理事数 7名

出席監事数 2名

（出席理事）高橋洋二、中田康弘、岸井隆幸、川畑信之、飯塚義和、  
石川次男、石川雅康

（出席監事）須原庸次、曾田祐司

5. 開会

定刻に至り、事務局より開会が宣言され、本日の理事会は定款第32条第1項による定数を満たしたので、有効に成立したことが報告された。

代表理事 高橋洋二は定款第31条により、本理事会の議長を務めることとなった。

6. 議事録署名人の選出

議事に先立ち、定款第34条第2項により議事録署名人は次の4名となった。

- ・代表理事 高橋洋二
- ・代表理事 中田康弘
- ・監 事 須原庸次
- ・監 事 曾田祐司

## 7. 議題

本日の議題は次のとおりであることを確認した。

### 承認事項

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 平成26年度事業報告及び附属明細書の承認の件        |
| 第2号議案 | 平成26年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件 |
| 第3号議案 | 理事・監事選任候補者の承認の件               |
| 第4号議案 | 定款変更案の社員総会上程に関する件             |
| 第5号議案 | 規程の制定及び改定に関する件                |
| 第6号議案 | 常勤役員年報酬限度額総額案の承認の件            |

### 報告事項

- |      |        |
|------|--------|
| 報告第1 | 職務執行報告 |
|------|--------|

## 8. 議事の経過及び議決の結果

承認事項として以下の議案について、承認を諮った。

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 平成26年度事業報告及び附属明細書の承認の件        |
| 第2号議案 | 平成26年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件 |

議長は上記2議案につき一括して説明を求めた。事務局は、別掲議案書により、平成26年度の事業報告と附属明細書の説明を行った。平成26年度の社員異動状況、社員総会開催、理事会開催、刊行物等発行状況、講習会・シンポジウム等開催状況、技術者研修実施状況、海外調査、広報関係、国際会議・催し物等開催協力状況、研究部会活動、自主研究活動、受託調査研究事業状況を説明した。平成26年度はこれまで行ってきた事業を展開しつつ、公益法人として公共交通に関する正しい知識のさらなる普及を図るため、これまでに蓄積した技術、ノウハウを活用し、従来実施していなかった形態のミニセミナーの開催を年3回実施することができ、公益活動について今後も重点的に活動できるよう海外調査に力を入れてきた。また、平成26年度の受託状況については、前回の理事会以降11件契約が増え、結果的には前年度と比べて件数としても金額としても大きく変わらない状況であった旨伝えた。

議長は引き続き、第2号議案につき説明を求めた。事務局は別掲議案

書により、平成26年度計算書類及び附属明細書について説明を行った。平成26年度は、正味財産増減計算書で今期の状況を見ると、前回の決算状況と比べると全体としては良いとはいえない状況であるが、今期からスタートさせたミニセミナーや、海外調査等の公益事業に力を入れ、また協会の将来を見据えて若手の採用を積極的に行ったため、その結果が数字にも表れた状況となった。そのため、今期の結果は事業の失態や無駄遣いによるものでないため、来年度への影響は問題ない。今期は公益社団法人としての財務に関する条件を全て満たすことができ、次期も引き続き公益法人としての財務条件をクリアしつつ、法人としてある程度の収益を確保していくことを説明した。

また、9月1日に曾田監事、須原監事による業務監査及び会計監査を行い、監査の結果、特段の問題なしとの報告を須原監事より受けた。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(石川理事) 公益法人としての財務条件等のガイドラインがあったと思うが、業績の結果としてはどのように表れているか。

(石川業務執行理事) ガイドラインには経営の中身についての記載はないが、公益認定の基準は書かれている。どのような事業が公益事業として認められるかというような内容が書かれている。ガイドラインに謳われている財務条件としては3原則あり、公益事業比率が50%以上である、収支相償である、遊休財産の保有制限の3つである。これについては、内閣府への報告とともに厳しく見られる。

(石川理事) 何年かごとに内閣府の監査があるのか。

(石川業務執行理事) 設立あるいは移行した後3年間の間に1度くらいと聞いている。

(中田代表理事) 補足だが、公益法人は公益事業を損益ベースで見ているが、それは正味財産増減計算書内訳表の経常費用の欄を見ると、公益目的事業会計の経常費用の合計額3億7千4百万円は、全体の経常費用の合計額5億8千5百万円の50%を超えていることがわかる。また、公益目的事業会計の公益事業1から4ま

での事業は全て赤字である。このことから、公益法人としての財務条件のうち2つはクリアできたことがわかる。

(石川理事) 収支相償を満たすための経営を実際していくとなると、このように大きく赤字が出ることはとても難しい問題である。

(石川業務執行理事) 赤字を大きく出せば良いという事ではないため非常に難しい。私どもは事業型の法人であるので年度によって状況は大きく変わることが考えられる。

(石川理事) 公益認定を取るときに、事業についてもガイドラインに沿った内容で認定を受けているか。

(石川業務執行理事) 公益認定法の別表に何項目かあり、その中で私どもは国土の健全な発展に役立つ調査研究事業を行うということで認定を受けた。

(岸井理事) 社員異動状況で今期5社入会し、5社退会したが、その退会の際には年会費の月割りいくらかを返金するのか。入会金は、総合交通体系整備研究積立資金へ繰り入れするのか。

(石川業務執行理事) 年会費は返金しない。また、入会金は総合交通体系整備研究積立資金へ繰り入れることはせずに、当期の経常収益へ計上している。

(飯塚理事) 総合交通体系整備研究積立資金の4億7千万円は遊休財産なのか。

(石川業務執行理事) 使用目的が決められている特定財産である総合交通体系整備研究積立資金の4億7千万円は、遊休財産ではない。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、平成26年度事業報告及び附属明細書、平成26年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録を承認した。

### 第3号議案 理事・監事選任候補者の承認の件

議長は上記1議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別

掲議案書により理事・監事選任候補者について以下のように説明した。現在就任中の理事・監事全員が、来る平成27年度定時社員総会の終結の時をもって任期満了となる。監事の任期は4年だが、特例民法法人の時から監事を務めているため監事も同時である。そのため今回の理事会では総会に上程する候補者を選び、役員を選任は総会議決事項となる。

新たな新任理事候補者として、現職筑波大学大学院教授 谷口守氏を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し谷口守氏を理事候補者として承認した。

重任理事候補者として、現代表理事 中田康弘を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し中田康弘氏を理事候補者として承認した。

重任理事候補者として、現業務執行理事 石川雅康を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し石川雅康氏を理事候補者として承認した。

重任理事候補者として、現理事 岸井隆幸を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し岸井隆幸氏を理事候補者として承認した。

重任理事候補者として、現理事 川畑信之を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し川畑信之氏を理事候補者として承認した。

重任理事候補者として、現理事 飯塚義和を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し飯塚義和氏を理事候補者として承認した。

重任理事候補者として、現理事 石川次男を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し石川次男氏を理事候補者として承認した。

重任監事候補者として、現監事 須原庸次を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し須原庸次氏を監事候補者として承認した。

重任監事候補者として、現監事 曾田祐司を候補者として検討しており、議長は本件につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し曾田祐司氏を監事候補者として承認した。

#### 第4号議案 定款変更案の社員総会上程に関する件

議長は上記1議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により本年5月に施行された、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正法により、外部理事の概念が変更されるとともに、役員が損害賠償義務の一部免責等の規定の改正等、法律上の仕組みが構築されたことにより、当協会の運営においても定款の変更及び関係規程の変更を行いたい旨伝えた。主な変更としては特別な職務を執行した役員に対する報酬や実費弁償の規定を新設し、役員が任務懈怠による損害賠償義務に関する規定、責任の一部を免除する規定、理事及び監事を委嘱する際の責任限定契約に関する規定の新設を行いたい旨説明した。この変更については、社員総会で変更が議決された日の翌日から施行する予定である。

同報告説明に対しての質疑応答は特になし。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、定款変更案を承認した。

#### 第5号議案 規程の制定及び改定に関する件

議長は上記1議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により社会保障・税番号（マイナンバー）制度が実施されることに伴い、当協会が個人番号関係事務実施者となることから、特定個人番号等の個人情報を適正に扱うための特定個人情報取扱規程を制定したい旨伝えた。規程の内容については以下の制定概要を説明した。

1. 個人番号を取り扱う事務の範囲
2. 特定個人情報等の範囲
3. 安全管理措置の方法
  - (1) 組織的安全管理措置
  - (2) 人的安全管理措置
  - (3) 物理的安全管理措置
  - (4) 技術的安全管理措置
4. 特定個人情報の取扱い段階における具体的措置
  - (1) 特定個人情報の取得段階
  - (2) 特定個人情報の利用段階

- (3) 特定個人情報の保管段階
- (4) 特定個人情報の提供段階
- (5) 特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等段階
- (6) 特定個人情報の廃棄、削除段階
- (7) 特定個人情報の取り扱いを外部委託する場合の措置

この規程については、10月5日から施行する予定である。

続いて、役員報酬規程の改定について説明した。第4号議案の定款変更の理由に同じく、特別な職務を執行した役員に対する報酬支給の規定を明確化し、損害賠償責任の一部免除などによる責任の程度に応じた報酬を支給する必要があると考えられるため、常勤役員に対する報酬規程部分を改定したい旨伝えた。これまでの役員報酬の具体額を規定した別表を改定し、またこれまで役員の退任慰労金に関する規定が定められていなかったことからこの部分の規定を新設したい旨説明した。規程の内容については以下の制定概要を説明した

1. 役員報酬の具体額を規定した別表を改定し、報酬額を明確化する。
2. これまで役員の退任慰労金に関する規定が定められていなかったことから、この部分の規定を新設する。
3. 報酬額については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に従い、次の内容を遵守する。

(1) 事業を行うに当たり、特別の利益を与えないものであること。

(2) 民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めること。(独立行政法人の基準を採用することとする。)

(3) 報酬等の支給の基準を公表すること。

この規程については、10月1日から施行する予定である。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(高橋代表理事) まずマイナンバーの特定個人情報取扱規程だが、何か参考にしたところがあると思うが、協会の内情に沿った部分はどこか。

(石川業務執行理事) 議案書30ページのマイナンバーを扱う場面について

記載されている部分は協会の内情に沿った内容である。

(岸井理事) 役員報酬規程の改定だが、他の財団社団との比較はどうか。また、今期の決算状況は全体で見ると赤字であるためこの状況で役員報酬規程を改定することはそれなりの説明が必要ではないか。

(石川業務執行理事) 非常勤の理事へ特別な職務を執行した場合の支給については早急に制定する必要があると考える。

(岸井理事) 他の財団社団と比べると、協会は厳しく運営しているように見えるため反対しないが、もう少し説明力を上げる資料が必要なのではないか。

(石川業務執行理事) 補充資料を作成しお示しする。

(石川理事) 今まで役員への退任慰労金がないことについて初めて気づいたが、業績と併せて他団体と比べる必要はある。

(岸井理事) 総会で説明がつけばよい。

(高橋代表理事) これは全て総会で報告するのか。

(石川業務執行理事) 役員報酬規程の改定は総会議決事項になるため説明する。

(飯塚理事) 規程の相場が外れていないことが総会前の資料で確認できればよい。

(川畑理事) これまで、なぜ退任慰労金がなかったのか。

(石川業務執行理事) 公益法人に対する厳しい社会の目と、公益法人へ移行後時間をかけてその状況を見極めるためである。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、規程制定及び改定を承認した。

#### 第6号議案 常勤役員年報酬限度額総額案の承認の件

議長は上記議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、平成27年度の常勤役員年報酬限度額については前年度と変更がない旨説明を行った。

同報告説明に対しての質疑応答は特になし。



議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、常勤役員年報酬限度額を承認した。

報告事項として以下の議案について、報告を行った。

#### 報告第1 職務執行報告

議長は上記議案につき報告をさせた。代表理事中田康弘は、別掲議案書により平成27年度の間接報告として、講習会・シンポジウムの開催、海外調査研究事業、国際会議・催し物等開催協力、自主研究、受託案件調査研究事業、広報関係の実績及び予定についての報告を行った。

同議案説明に対して、質疑応答は特になし。

#### その他の事項

議長は、今後の協会の業務内容等についての意見等を議場に諮ったが質疑応答は特になかった。

また事務局より、平成27年度定時社員総会を平成27年9月18日（金）16時30分より行い、同日社員総会終了後に代表理事・業務執行理事選任の件、代表理事・業務執行理事の職務分掌に関する件、常勤理事年報酬額の承認の件について、平成27年度第2回理事会を開催することを伝えた。さらに、平成28年1月下旬から2月中旬に職務執行報告を中心とした平成27年度第3回理事会開催予定である旨伝えた。

#### 9. 閉会

以上をもって平成27年度第1回理事会の議事を終了したので、議長高橋洋二は、12時00分閉会を宣し解散した。

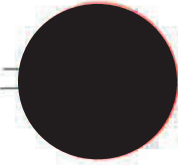
上記の議事を明確にするため本議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は下記に記名、押印する。

以上

平成27年9月3日

公益社団法人 日本交通計画協会 平成27年度 第1回理事会

代表理事 高橋 洋 二



代表理事 中田 康 弘



監 事 須原 庸 次



監 事 曾田 祐 司



本議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

業務執行理事 石川雅康

事務局副主幹 大溪はつみ